

吹田市立こども発達支援センター条例の一部改正の骨子案に対する提出意見と市の考え方について

- 1 提出期間 令和5年（2023年）9月1日（金曜日）～令和5年（2023年）10月2日（月曜日）
- 2 意見提出数 4件（1通）
- 3 提出意見と市の考え方 下表のとおり

提出意見		市の考え方
1	<p>児童発達支援事業所の今後の目標として 今回対象となる発達支援事業所は、本来的に健診等を行う保健所、併用での利用や進路先、紹介先としての公私の保育園・幼稚園・こども園等、さらに医療機関や学校など、多くの関係機関との連携を積み上げていくことが必要。</p>	<p>改正後の児童福祉法第43条において、児童発達支援センターは「障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う」とされました。様々な関係機関に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うためには、関係機関との緊密な連携が前提になると考えています。 吹田市立こども発達支援センターは、児童福祉法第43条が規定する児童発達支援センターに該当しますので、関係機関との連携を行いながら療育の推進に向けた施策を実施してまいります。</p>
2	<p>地域支援センターの実施方針として 最近の地域支援センターの業務の実施について、保育園の巡回相談の変更、保健所の実施する乳幼児健診からの心理職員の大幅な引き上げなど、重要な施策の変更が行われている。他組織が実施主体である事業の変更について、当該組織との十分な合意なく性急に進めることは、今後システムの混乱が懸念され、具体的な影響が児童・保護者に及ぶ可能性は否定できない。児童の権利保障には関係機関のネットワークは不可欠であり、地域支援センターの機関としてのあるべき位置、目的から考えると、機関連携のモデルとしての行政が求められる。一般的な機関連携の推進というより自己拘束的な行政の方針としても関係機関との連携が必要。センターとしての基本的な資質には、ネットワークにおける対等平等・相互信頼は欠かせない。この意味では、今回の事業に限られたことではなく、条例上の扱いは検討が必要。発達支援センター条例自体の課題でもある。</p>	<p>現在、療育を必要とする児童及びその保護者の相互交流を図ることを目的として、こども発達支援センター内に多目的室と保護者活動室を設置し、無償で利用していただいています（条例第18条、第23条）。 また、地域支援センターでは、一般相談を随時受け付け、必要に応じてペアレント・トレーニング等の保護者支援につなげています。今後も、保護者からの御相談等があれば、必要な支援を行ってまいります。</p>
3	<p>保護者・家族の支援に関わる項目の設定 発達支援事業所の対象となる保護者・家族の中には、杉の子やわかたけの保護者のように毎日通園して親同士支え合う組織がなく、孤立した状態での利用が予測される。地域支援センターにいつでも相談・支援を求めることができる組織を組み込んでおくことが望ましいのではないかと考える。相談支援には、法の利用計画作成だけでなく、場合によってはオンブズマン的な機能も果たす組織が望まれる。</p>	<p>現在、療育を必要とする児童及びその保護者の相互交流を図ることを目的として、こども発達支援センター内に多目的室と保護者活動室を設置し、無償で利用していただいています（条例第18条、第23条）。 また、地域支援センターでは、一般相談を随時受け付け、必要に応じてペアレント・トレーニング等の保護者支援につなげています。今後も、保護者からの御相談等があれば、必要な支援を行ってまいります。</p>
4	<p>センターの相談支援業務の強化等、センターが実施する多様な事業との連携に関わる項目の設定 児童発達支援事業所との契約に不可欠な相談支援事業の機能は不十分な実態がある。相談支援専門員によると、保護者が利用計画を希望していても、相談支援事業所の対応の枠を超えており、必要な時に即応する体制がない。契約成立に至る見通しがもてず、もっとも不安の高い時期の保護者への対応が求められる。中には発達支援の利用ニーズの判断が必要な児童もおり、相談支援の拡充や利用計画の不要なバンビ親子の拡大・整備の検討も急がれる。</p>	<p>現行条例第5条第2項第1号に記載している相談支援の現状につきましては、ご指摘いただいた内容を含めて様々な課題があると認識しておりますので、保護者支援の強化に繋がる施策について検討していく必要があると考えています。</p>